

仕 様 書

行 財 政 局 総 務 部 庁 舎 管 理 課
(担当：竹ノ内、多田羅 075-222-3965)

件 名	令和８年度市庁舎汚水槽等清掃作業
契 約 期 間	契約締結の翌日から令和８年１０月３１日まで
契 約 条 件	１ 総則 本業務は、京都市契約事務規則、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の関係法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき、汚水槽、雑排水槽、混合槽設備等の清掃、点検を行う。 ２ 受託者の条件 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）に基づく、現時点で有効な京都市長の一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業の許可を有すること。 なお、受託者は契約締結後、当該許可証の写しを庁舎管理課に提出すること。 ３ 汚水槽等の内訳 別紙１のとおり。 ４ 作業基準 別紙２のとおりとする。 ５ 清掃作業の実施日 清掃作業は契約期間内に１回、土日祝日に実施する。詳細な日程については庁舎管理課と協議のうえ清掃作業を行うこと。 ６ 汚泥等の処理における注意事項 汚水槽等の清掃時に発生するスカム等の廃棄物の処理は、次により行うものとする。 (1) 汚水槽、混合槽及びその付帯設備の清掃時に発生する廃棄物で、し尿を含むものについては、一般廃棄物とし、適切に処分すること (2) 雑排水槽、混合槽及びその付帯設備の清掃時に発生する廃棄物で、し尿を含まないものについては、産業廃棄物（汚泥）となるため、別途契約する事業者が清掃実施日に収集運搬を行う。

	7 報告 作業完了後、作業結果報告書（写真を含む。）を提出すること。 8 委託料の支払い 委託料は、全ての清掃作業が完了した後に支払うものとする。 9 積算に係る下見について 本件の積算のため、庁舎内の下見を希望する場合は、入札公告後から入札終了前日までに、行財政局総務部庁舎管理課（担当：竹ノ内、多田羅）に事前連絡を行い、日程調整を行うこと。 10 その他 (1) 本業務に必要な機材等はすべて受託者にて用意すること。 (2) 収集運搬に当たっては、第三者への安全に十分注意すること。また、輸送中に散乱しないようにすること。別途契約する産業廃棄物（汚泥）の収集運搬業者とも調整、協力し、業務を行うこと。 (3) その他、契約書及び仕様書に記載なき事項については、本市と受託者との間で別途協議し決定すること。
--	--

※ 本仕様書について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

名称	有効容量 (m3)	設置位置	個数	備考
雑排水槽h1	2.82	本庁舎地下	1	
雑排水槽h2	3.60	本庁舎地下	1	
雑排水槽h3	1.30	本庁舎地下	1	
雑排水槽h4	1.90	本庁舎地下	1	
汚水槽h1	4.26	本庁舎地下	1	
混合槽h1	0.65	本庁舎地下	1	
混合槽h2	0.64	本庁舎地下	1	
混合槽h3	3.85	本庁舎地下	1	
混合槽h4	0.46	本庁舎地下	1	
雑排水槽w1	10.85	西庁舎地下	1	
雑排水槽w2	3.2	西庁舎地下	1	
混合槽w1	3.53	西庁舎地下	1	
雑排水槽n1	2.10	北庁舎地下	1	
雑排水槽n2	2.10	北庁舎地下	1	
混合槽n1	7.39	北庁舎地下	1	
混合槽n2	4.05	北庁舎地下	1	
汚水槽1	3.84	分庁舎地下	1	
汚水槽2	3.84	分庁舎地下	1	
雑排水槽1	7.68	分庁舎地下	1	
雑排水槽2	4.10	分庁舎地下	1	
雑排水槽3	4.20	分庁舎地下	1	
雑排水槽4	3.12	分庁舎地下	1	
雑排水槽5	7.61	分庁舎地下	1	

市庁舎汚水槽等清掃作業の清掃作業基準等

〔汚水槽、雑排水槽の清掃作業基準〕

- (1) 排水ポンプを手動運転し、汚水槽及び雑排水槽内の汚水等を排水する。
(汚水槽散水弁閉止)
- (2) 汚水槽及び雑排水槽内の残水をバキューム等で収集する。
- (3) 水槽内を調査し、作業前に写真撮影（カラー）を行う。
- (4) ブラシで壁面や床面の水垢、汚物等を洗浄し、沈殿物を除去する等の内面清掃を行う。
- (5) 水槽内を水洗い（ホース等で注水、清掃、排水を繰り返す。）する。
- (6) 電極棒の清掃及び点検を行う。
- (7) 清掃後、薬品消毒し、写真撮影（カラー）する。
- (8) マンホール蓋の気密性及びパッキンの点検、錆落とし及び塗装を行う。なお、劣化したパッキンは取替えを行うこと。（混合槽 w1 のパッキンは取替）
- (9) 排水ポンプ、マンホール及びその周辺の清掃を行う。

〔立形排水ポンプ（汚水槽）、水中ポンプ（雑排水槽）の点検〕

- (1) 規定電流値の確認を行う。
- (2) 振動、騒音発生程度の点検を行う。
- (3) グリース、潤滑油の確認と注油を行う。
- (4) ポンプライナーの整備点検を行う。

【一般廃棄物（浄化槽汚泥）の搬入先】

名 称：生活環境美化センター

所 在 地：京都市南区西九条森本町 8 3

搬入条件：(ア) 搬入時間は、搬入施設の受付時間内に搬入すること。

(イ) 搬入に利用する車両の荷室部分は常に清潔な状態を保持

し、搬入時に投入口付近にごみが散乱した場合は床面掃き
清掃を行うこと。

手数料：処分手数料は、受注者が負担するものとする。

[その他]

- （１）作業完了後、排水ポンプの起動、停止の確認及び警報器の作動点検を行う。
- （２）混合槽の清掃については、上記に準ずるものとする。